

「千葉市個人情報保護条例及び千葉市個人情報保護条例施行規則の一部改正（案）」に関するパブリックコメント手続を実施します。

行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律の改正を踏まえ、要配慮個人情報を定義するほか、電子計算機処理の制限に係る規定を改めるなどを目的として、千葉市個人情報保護条例及び千葉市個人情報保護条例施行規則の一部を改正することを検討しています。

この条例案及び規則案について、皆様のご意見、ご提案をお聞かせください。

【案の公表場所】

政策法務課（市役所3階）、市政情報室（中央コミュニティセンター2階）、各区役所の地域振興課、市図書館
ホームページでご覧になる場合は、以下の URL からご覧ください。
(<http://city.chiba.jp/go/pbc>)

【意見の募集方法】

・募集期間

平成30年12月3日（月）～平成31年1月4日（金）（必着）

・募集方法

「千葉市個人情報保護条例及び千葉市個人情報保護条例施行規則（案）に対する意見」と書き、住所、氏名又は団体名・代表者氏名（ふりがな）、電話番号やメールアドレス等の連絡先を明記の上、次のいずれかの方法によりそれぞれの宛先に送付し、又は持参してください。口頭、電話での意見はお受けできませんのでご了承ください。

- 1 郵 送：〒260-8722 千葉市中央区千葉港2-1
千葉中央コミュニティセンター2階 千葉市市政情報室
- 2 F A X：043-245-5719
- 3 電子メール：seisakuhomu.GEG@city.chiba.lg.jp
- 4 持 参：政策法務課（市役所3階）、市政情報室（中央コミュニティセンター2階）、各区役所の地域振興課

【市の考え方の公表】

いただいたご意見の概要とそれに対する市の考え方は、平成31年1月に公表する予定です。なお、ご意見をいただいた方の住所、氏名等の個人情報は公表しません。

お問い合わせ先

千葉市総務局総務部政策法務課（市政情報室）

電 話 043-245-5717

ファクシミリ 043-245-5719

電子メール seisakuhomu.GEG@city.chiba.lg.jp